

【令和6年度伊賀市会計年度任用職員（障がい者雇用）募集要項】

【募集職種・採用予定人数】

一般事務補助員（障がい者雇用） 若干名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

【主な職務内容】

窓口受付業務、電話対応業務、文書集配業務、

その他一般事務補助（書類整理・書類作成・資料印刷・データ入力等）に関する業務

※障がいの特性に応じ応相談

【勤務時間】

7.5 時間以内、週 5 日以内（勤務所属により、変更になる場合があります。）

※勤務時間・勤務日数については、相談に応じます。

【報酬】

基本月額 163,869 円（1 日 7.5 時間、週 5 日勤務の場合）

※民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して改定を行うことがあります。

【勤務地】

市役所本庁舎、各支所など

【必要資格等】

(1)基本的なパソコン操作

(2)次に掲げる手帳等の交付を受けている人

(ア)①身体障害者手帳

②身体障害者福祉法第 15 条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障がいの種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障がいに該当する旨が記載された診断書・意見書

③産業医による②に準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）

(イ)都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

(ウ)精神障害者保健福祉手帳

※手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

【受験資格】

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- 1 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- 2 当該地方公共団体から懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 3 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- 4 日本国憲法施行の日以後、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

【試験日時、会場など】

日時、会場は応募された方に後日お知らせします。

【試験内容】

面接による選考試験

【提出書類】

◆提出書類

- (1)令和6年度伊賀市会計年度任用職員採用選考申込書 1通
- (2)令和6年度伊賀市会計年度任用職員採用選考配慮事項申出書 1通

※提出書類は人事課にご連絡いただくか、市ホームページからダウンロードできます。

◆受付期間

申込の受付は、令和6年1月25日（木）から随時受付

提出書類を人事課に直接持参される場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までにお越しくください。

郵送による申し込みでも受け付けています。

採用試験は随時行い、採用予定者が定員に達した時点で受付を終了します。

【注意事項】

- ・提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報は、選考試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。
なお、提出された書類は一切お返しいたしません。

【勤務条件など】

◆任用期間

一会計年度内（4月1日～3月31日）とします。

（任用後1カ月間は条件付採用期間です。）

※任期満了後、次年度以降も同じ職務内容の職に再度任用する場合があります。

◆手当など

通勤手当相当額は通勤距離等に応じて支給されます。

期末手当は一定の要件を満たした場合に支給されます。

※その他時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当相当額が常勤職員に準じて支給されます。

◆年次有給休暇

10日以内

◆社会保険など

共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入します。（勤務日数や勤務時間によっては、加入しない場合があります。）

【その他】

(1)合格者は令和6年度の採用候補者名簿に登載され、必要に応じて順次採用内定します。

なお、合格者は採用予定者数よりも多く決定される場合がありますので、名簿に登載されても採用されない場合があります。

(2)採用決定者には、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書および障害者手帳等（写）の提出を求めます。

(3)採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。

【申込先・問い合わせ先】

総務部人事課

TEL：0595-22-9605

伊賀市四十九町 3184 番地